

居宅介護支援

居宅介護支援事業所「さわやか苑」

重要事項説明書

令和 7年 9月 1日現在

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設の利用は、原則として要介護認定の結果、要支援及び要介護と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用は可能です。

目次

1. 事業者	2
2. 運営の目的と方針	2
3. 事業所の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 居宅介護支援サービス実施概要	3
6. 苦情の受付	3
7. 事故発生時の対応	4
8. 緊急時の対応方法	4
9. 主治の医師および医療機関等との連絡	4
10. 他機関との各種会議等	4
11. 秘密の保持	5
12. 利用者自身によるサービスの選択と同意	5
13. 業務継続計画の策定	5
14. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置	5
15. 虐待の防止	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 太陽の里
- (2) 法人所在地 三重県松阪市若葉町80番地5
- (3) 代表者氏名 理事長 中井 大樹
- (4) 電話番号 0598-51-2555
- (5) 設立年月 平成9年7月18日

2. 運営の目的と方針

可能な限り居宅において能力に応じ自立した日常生活が出来るよう「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。利用者の選択に基づき、多様な事業者から総合的かつ効率的な提供に配慮します。また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 居宅介護支援事業所さわやか苑
- (2) 事業所の所在地 三重県松阪市若葉町77-7
- (3) 電話番号 0598-50-0365
- (4) 事業所の種別 居宅介護支援
- (5) 介護保険指定番号 松阪市2470700135号 (令和2年4月1日更新)
- (6) 開設年月 平成12年4月1日
- (7) 施設長(管理者)氏名 松田 晃美
- (8) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付時間	8:30～17:30 24時間常時連絡が可能な体制にしています

- (9) 加算 特定事業所加算Ⅱ 初回・入院時情報連携・退院退所・通院時情報連携等
- (10) サービス提供地域: 松阪市・明和町の区域 (通常の事業実施地域)

4. 職員の配置状況

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事務所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 主任介護支援専門員 5名(常勤兼務1名、常勤専従4名)

主任介護支援専門員は、他の介護支援専門員が適切かつ円滑に業務が行なえるよう助言・指導を行う。

- (3) 介護支援専門員 7名 (常勤専従6名、常勤兼務1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 管理者	8：30～17：30
2. 主任介護支援専門員	8：30～17：30
3. 介護支援専門員	8：30～17：30

5. 居宅介護支援サービス実施概要

事 項	備 考
課題分析及び モニタリングの 実施方法	厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じた「全社協：在宅版ケアプラン作成方法検討委員会作成アセスメントツール」を使用して課題分析を実施します。その後、最低月1回は利用者の居宅を訪問し面談のうえサービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認し記録します。
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

＜利用料金＞

- ① 居宅介護支援については、保険料の滞納等がなければ、保険から支払われるため利用者の負担はありません。
- ② 介護支援専門員が地域に訪問・出張する必要がある場合もその旅費は徴収しません。
- ③ 複写物の交付
ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき 10円

6. 苦情の受付

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 当事業者相談窓口 居宅介護支援事業所さわやか苑
担当者 管理者・主任介護支援専門員 松田 晃美
電話番号 0598（50）0365
対応時間 8：30～17：30

行政機関への苦情申し出は、次の窓口で対応します。

- 担当部署 松阪市健康福祉部介護保険課
電話番号 0598（53）4090
- 担当部署 国民健康保険団体連合会
電話番号 059（222）4165

（２）苦情の処理について

苦情の受付は１週間を目途に申し出人に経過を報告します。苦情の内容により苦情処理委員会を開催し、協議し解決をはかります。

７．事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

①事故発生への報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

８．緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

９．主治の医師および医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

１０．他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

②利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

1 1. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

③事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

1 2. 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

①指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

②特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。

③居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

1 3. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防及びまん延防止のために感染対策委員会を設置し感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応などを確立するための指針を整備します。また、在宅ワークの推進と介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

15. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止委員会を設置し虐待防止のための指針を整備します。また、介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施、対策を検討する委員会の結果についての周知徹底を図ります。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。